

## 福岡県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について（概要版）

### 【報告書の趣旨】

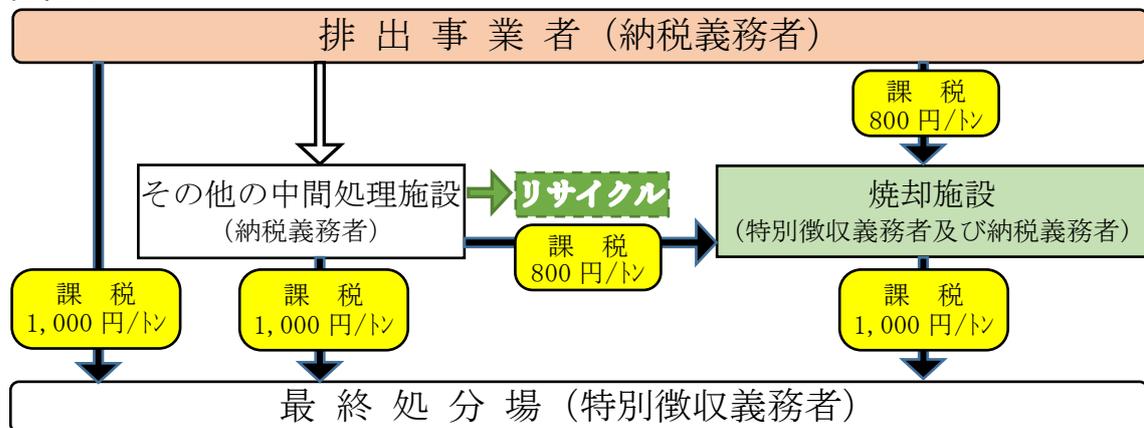
福岡県産業廃棄物税条例附則第5項において、この条例の施行後20年を目途に必要な場合は条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることから、庁内に設置されている「産業廃棄物税に関する検討会」において、税の導入効果等の検証及び今後のあり方を検討し、報告書を作成したものの。

### I 産業廃棄物税導入の経緯等

- 循環型社会の実現という行政課題を解決するための政策税制（法定外目的税）
- 平成16年6月公布、同17年4月施行（九州各県一斉導入（沖縄県は18年度））
- 現行制度を継続する改正条例を公布（平成21年12月、平成26年12月、令和元年12月）

### II 産業廃棄物税の仕組みと役割

#### 1 仕組み



#### 2 役割

- 事業者には排出抑制、リサイクルへ動機付ける（インセンティブ）。
- 税収を環境政策に充てることで、循環型社会に向けた取組を一層促進する。

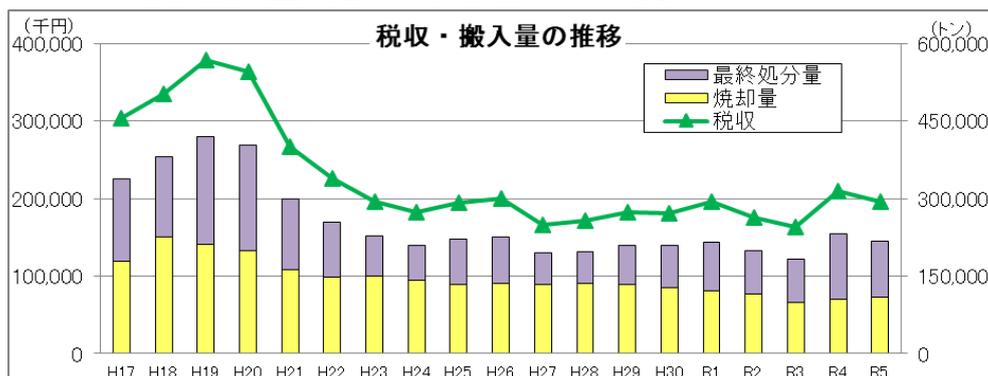
### III 産業廃棄物税に係る税収等の状況

課税対象施設のうち焼却施設への搬入量については、平成25年度以降は一定の水準で推移していたが、平成30年度以降は微減、令和4年度以降は微増傾向である。

一方、最終処分場への搬入量については、平成19年度に増加に転じた後に、平成21年度以降は年々減少傾向にあったが、近年は増減を繰り返している。

なお、最終処分場の拡張に伴う県外廃棄物の搬入量の増加及び県内大規模工事に伴いがれき類が増加したことにより、令和4年度に大きく増加に転じた。

税収についても、搬入量に応じて、推移している。



※各年度は、暦年(1月～12月分)の推移(初年度のH17は4月～12月分までの9か月分)

#### IV 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証

##### 1 県内発生産業廃棄物の処理・処分量の推移

減量化率は税導入当初の平成17年度に比べると約6%増加し、最終処分率は平成17年度に比べると約4%減少している。

令和元年度から令和3年度の発生量の平均は16,790千トンで、汚泥の発生量が脱水前の量に統一されたことによる影響を考慮すると、税導入当初の平成17年度と比べ、減少していると思われる。

(単位：千トン)

区 分		H17	R1	R2	R3
資源化量		9,377	9,856	8,664	9,026
	構成比	55%	59%	52%	53%
減量化量		6,484	6,365	7,353	7,501
	構成比	38%	38%	44%	44%
最終処分量		1,125	510	541	553
	構成比	7%	3%	3%	3%
合 計 (発生量)		16,986	16,731	16,558	17,080

##### 2 排出事業者に対する意識調査

産業廃棄物の排出が多い製造業、建設業、電気・ガス水道業を中心に県内の事業所1,200か所を無作為抽出し、調査票を郵送（有効回答数は521）。

税導入に伴う産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組の変化、税制度に対する考えや税収の用途について、調査を実施した。（別紙参照）

##### 3 税収用途事業の実績

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図るため、4つの項目を柱とした事業を実施。事業効果を高めるため、税導入前には実施していない事業に対して税収を充当している。

###### ①産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進（充当額：260,689千円[R1-R5合計]）

###### 【認定リサイクル製品販売実績額の推移】

区 分	H19	H20	～	R1	R2	R3	R4	R5
総販売額 (百万円)	1,951	6,414	～	20,417	18,342	22,029	19,920	22,306
認定製品数	219	277	～	426	424	417	398	400

###### ②環境を担う人材の育成と交流（充当額：4,480千円[R1-R5合計]）

###### ③産業廃棄物の適正処理体制の整備（充当額：425,844千円[R1-R5合計]）

###### 【本県における不法投棄等不適正処理の推移（1件当たり10t以上のもの）】

区 分		H17	H18	H19	～	R1	R2	R3	R4	R5
不法投棄	件数	5	2	5	～	0	2	0	1	0
	量(t)	887	171	103	～	0	40	0	24	0
不適正処理 (不法投棄以外)	件数	7	6	3	～	0	0	1	0	0
	量(t)	916	3,451	2,165	～	0	0	2,750	0	0

###### ④市町村の環境行政支援（充当額：170,941千円[R1-R5合計]）

## V 産業廃棄物税の導入の効果等

### 1 産業廃棄物量の推移に見る効果

産業廃棄物税導入後の課税状況や処理・処分量等を概観すると、県外廃棄物を含む課税施設への搬入量は増減を繰り返しているが、県内の発生量及び排出量は、税導入当初と比べると減少していることに加え、最終処分率が低減していることから、事業者の努力により排出抑制やリサイクルの促進がなされていることが分かる。

### 2 事業者の意識と取組に対する効果

税制度については、税率や納税方式等のいずれも比較的妥当と受け止められている。九州各県で一斉に導入したことによる取組の変化については、排出抑制やリサイクルに取り組んだとの回答も多く、排出抑制やリサイクルへの誘導効果が認められる。

### 3 税収用途による効果

条例の趣旨に合致した適切な事業の推進が図られており、リサイクル製品の販売実績の増加や、大規模な不法投棄等不適正処理に減少傾向がみられるなどの事業効果が認められる。

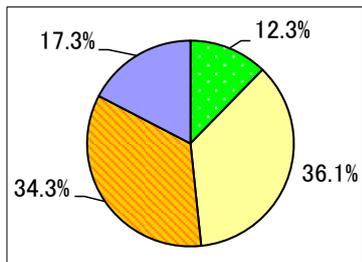
## VI 結論

- 産業廃棄物税は、循環型社会づくりに向けた様々な環境政策と相まって、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者のリサイクル等の取組促進、新たなリサイクル技術の実用化など一定の効果を発揮しており、今後も効果を期待できる。
- 産業廃棄物の発生量は産業廃棄物税の導入時と比較して減少しているものの（令和3年度 約1,708万トン）、近年は概ね横ばいであることから、排出抑制やリサイクルの促進の取組は、なお重要な政策課題である。

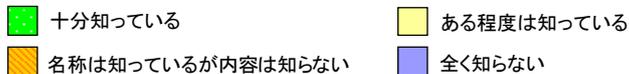
以上のことから、本条例を引き続き施行し、今後5年を目途に施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改めて規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

意識調査結果（抜粋）

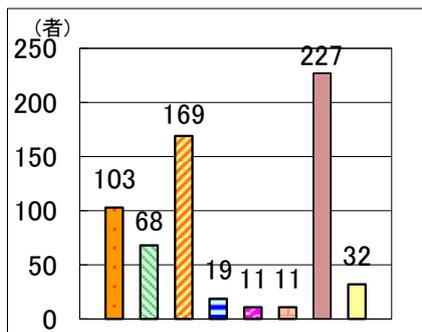
○ 産業廃棄物税導入の事実について



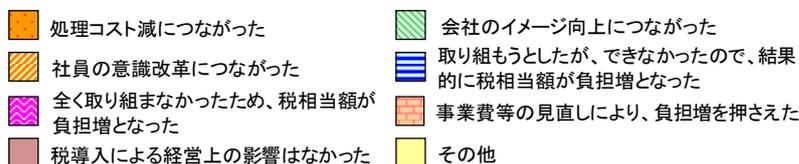
「十分知っている」が12.3%、「ある程度は知っている」が36.1%と、合わせて48.4%が、産業廃棄物税について知っているとの回答だが、「名称は知っているが内容は知らない」が34.3%、「全く知らない」が17.3%であった。



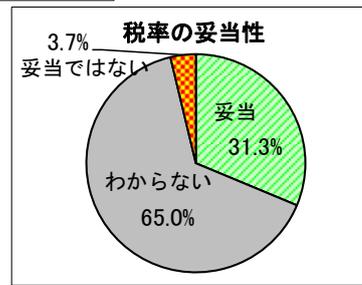
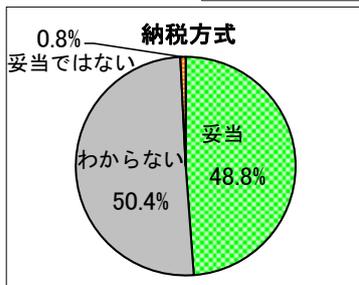
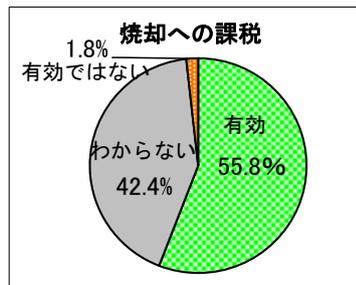
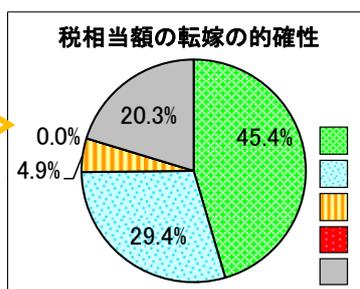
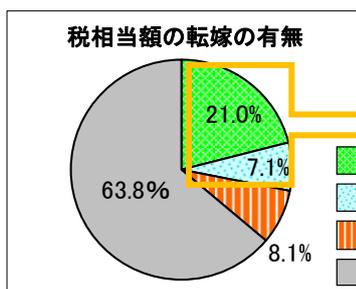
○ 産業廃棄物税の導入に伴う取組の変化について（複数回答可）



「経営上の影響はない」との回答が最も多く、排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革や処理コスト減、会社のイメージ向上につながったとの肯定的な回答も多く、税導入が排出抑制やリサイクル等の取組を後押しするきっかけになったものと思われる。



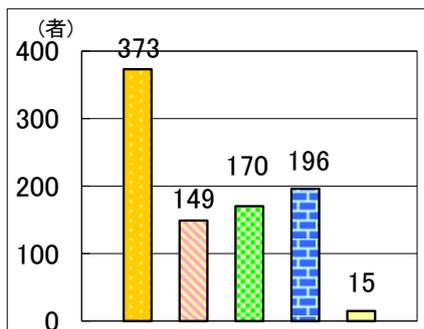
○ 産業廃棄物税の制度について



税の転嫁は的確であるとの回答が7割強を占め、税率や納税方式については妥当との回答が、焼却への課税は有効との回答が、それぞれ妥当・有効ではないとの回答を大きく上回っている。

※転嫁とは、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金に中間処理後の残さに対する税相当額を上乗せすること。

○ 産業廃棄物税の税収の用途について（複数回答可）



用途事業として実施されている各施策は、いずれも今後充実すべきという回答が多く寄せられている。

